

統計ごころ・絵ごころ

Statisticianといえば、統計学者も入れば、統計調査の設計をやる人もこれに入る。他方私のように、ただ与えられた統計を利用して、経済の動きを分析することに専念を抱く人間もいる。これは統計学者とはいえないだろうが、「統計屋」というカテゴリーには入れてもらえるかもしれない。

ところで、73才という年齢になって、感ずることが一つある。私もこれまで無数の統計グラフを描き続けてきた。しかし、私自身を感心させるようなグラフというのは、そう沢山つくったわけではなかった。精々、これまで五つか六つぐらいだったかもしれない。そこから感ずることだが、グラフをつくるということも、一つの“art”だということである。ありきたりのグラフはつまらない。そこには何かを訴えるものがなければならない。できれば、これをみる相手がこれにエキサイトするくらいのものであってほしい。自分でも、こういう関係があったのかと、ひざを打ちたくなるような統計グラフが書けたら、これは“art”という条件を満たすものだということができる。

表題に「絵ごころ」という言葉を併記した。私は別にうまい絵を書ける人間ではない。けれども、うまい絵を書くには、風景画一つとっても、まずすばらしい「風景の選択」が必要になるかに思われる。つまらない風景を選んで書いた絵は面白くない。さらに、選ばれた風景をあまり忠実に描いたものだと、これは写真みたいでいただけない。何か風景のエッセンスをすらりと浮び上らせる軽妙な筆致で描かれる必要がある。絵をうまくかけない自分に対して、別の自分が一種の評論家気どりで、物言いをつければ以上になる。

どうも、“art”としてのグラフ書きも、絵を書くのと似ている。いろんな統計が日本にはある。これをまず適切に選び、組合わせねばならない。

しかしその前に、見る人を動かすようなビジョンが先行する必要がある。そのビジョンを浮きぼりにするようなグラフが描けたら、これはしめたということになる。

細かいことをいえば、目盛りをどのように選ぶかも大事なことだし、普通グラフを使うか半対数グラフを用いるかということも、案外大事なことだ。ラテン・アメリカのインフレーションの論文を書いた学生から、「先生、1年に100%以上のインフレ率を示す国が多くて、物価指数をグラフにはめこむことが大変なのですが…」という質問をうけたことがある。しかし、その学生は半対数グラフが文房具屋で売っていることも知らなかつたようだ。半対数グラフが手許になければ、物価指数そのものでなくて、その年々の上昇率を図示すればよいのだが、統計グラフをはじめて書いた学生にとっては、そのようなセンスもまだ備わっていないなかつたかに思われる。しかし、そういう私も、まだ20才台にあった時分に、同じような問題に遭遇して、試行錯誤を重ねた経験がある。

最近、日経紙の経済教室欄(3月30日)に一論を書いた。それに挿入したグラフは、私を満足させるものがあった。それは、「いざなぎ景気」と「平成景気」を、鉱工業生産指数の対前年同月比でもって比較したものである。対前年同月比を用いているから、それは景気循環を“growth cycle”(成長率循環)の形で比較したことになる。

これは面白いと、これを描いた本人を有頂天にさせた理由はいくつかある。第1に、「いざなぎ景気」も「平成景気」も、戦後もっとも息の長いブームになったが、いずれも二つのミニサイクルが合成されて、大型になったということが共通点である(複峯の合成)。このドッキングが可能になった背景の一つとして、いずれも中期の設備投資循

東京国際大学商学部教授

篠原 三代平

環が上昇局面にあったというポイントが指摘できよう。ただ、当時の経済企画庁長官が、「いざなぎ超え」が可能になるといったが、そこまでは行かなかつたことは、現在は否定する人もいないだろう。

第2に、この二つの成長率循環を重ね合わせて描くと、その相似性に驚かざるをえない。ある友人は私に“mysterious”とさえ言った。「いざなぎ景気」の鉱工業生産の成長率は、その山が約20%，その谷がゼロ%で、振幅の幅は約20ポイントになる。しかし、「平成景気」の場合も、山が10%を超え、谷はマイナス8%で、これも揺れの幅は「いざなぎ景気」の場合に近似するからだ。しかも、成長率の下降が終つて、そのあと底這い状態が半年続いている点も、相似している。

これをみた瞬間、「平成不況」はこれでお仕舞だという印象が脳裏をかすめた。もちろん、バブルによるいわゆる「複合不況」の影響によって、その後に続く回復が「小型」で好況感のないものとなろうということは疑うべくもない。しかし、平成不況はもう2カ年続いた。昭和40年以前は、景気後退の期間は10～12カ月程度にとどまった。それが2年ぐらいになったのだから、立派にそこにはバブルの影響が入りこんでいたということになる。

C. キンドルバーガーといえば、長らくMITで国際経済学を教え、経済史家としても注目されている傾向である。その人の最近の書物に，“Historical Economics: Art or Science?”という論文集がある。副題に“art”という言葉がついているのが私の眼にとまつた。私より高齢である彼の書き物には、いい知れぬ味わいがある。豊富というほかない彼の歴史への通曉は、私を感心させるものがあるが、これを解釈し、判断する視角の良さも、彼が同時に経済理論家でもあることを立証している。彼を“economic historian”というより

は、“historical economics”的大家といった方が適切だと思われる所似はある。そして、経済分析には、たんなる経済理論の適用を超えて、それには歴史的、統計的断片をうまく構成する“art”が必要であることを、彼の新書はわれわれ後進に強く示唆している。

かつて、シュムペーターの大著「景気循環」には、「資本主義過程の理論的、歴史的、統計的分析」という副題がついていた。ただその書物は、統計的分析としては必ずしも立派なものではないと、私は思っているが、いずれにせよ、最近の経済分析はこの理論・歴史・統計の組み合わせという点で欠点が多いということを常づね感じてきただけに、私にはシュムペーターの副題はときどき脳裏をかすめる言葉となつた次第である。

また統計を使うには、その統計の性質なり、特徴を知悉したうえで使うことが必要である。その昔、下村治氏をめぐる「成長論争」をレビューしたことがある。しかし、いくつかの議論の食い違いは、違った統計を使ったことから生じていることを知ったことがある。論争の当事者は、自らの論点を有利にするために、ことさらに別の統計を使ったとは思えない。したがって、「統計ごころ」というときには、使う統計の良さとか、欠点を十分に知るということも当然これに含められねばならない。

いずれにせよ、そのような「統計ごころ」でもってつくられた統計グラフをめぐって、コンテストが行われたという話は、これまで中学生や高校生のつくった統計グラフの場合を除けば聞いたことがない。銀行や会社の調査マン、官庁エコノミストの間で、味わいがあり人々を驚かす統計グラフのコンテストが年々行われたら面白いし、有益だというのが、私の最近の感想なのである。

統計情報 1993.4月号から

■ 調査から

土地基本調査世帯調査について

調査の目的

我が国の土地政策を的確に実施するためには、土地の所有、利用、取引、地価等に関する情報を総合的かつ迅速に整備することが重要である。このような観点から、土地基本法(平成元年法律第84号)では、国及び地方公共団体は、土地の所有及び利用の状況等に関し、調査の実施や資料の収集等の必要な措置を講ずることとされている。このことは、土地政策審議会答申(平成2年10月29日)の中で具体的に提言されるとともに、総合土地政策推進要綱(平成3年1月25日)で重点事項の一つとして土地情報の整備の推進を図ることとされている。これらの経緯を踏まえ、国土庁では、我が国の法人及び世帯における土地の所有及びその利用状況等に関する実態を調査し、その現状を全国及び地域別に明らかにすることにより、土地関係諸施策その他の基礎資料を得ることを目的として、平成5年に土地基本調査を実施することとしている。この調査は、法人を対象とする調査と世帯を対象とする調査に分けて実施するが、世帯を対象とする調査は、国土庁からの委託統計調査として、総務省統計局が実施する。

調査の時期

平成5年11月1日現在によって行う。

調査の範囲

(1) 調査の地域

住宅統計調査規則の規定に基づき、平成5年2月1日現在により設定された単位区のうち、

総務省長官が指定する約24,000単位区(以下「調査単位区」という。)とする。

(2) 調査の対象

調査の時期において、調査単位区内に居住する世帯とする。

ただし、次に掲げる施設に居住している世帯を除く。

- ア 外国政府又は国際機関の公務に従事する者が管理する施設
- イ 皇室用財産である施設
- ウ 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- エ 自衛隊の営舎その他の施設
- オ 在日米軍用施設

調査の事項

調査票により、次に掲げる事項を調査する。

(1) 世帯に関する事項

- ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
- イ 世帯人員
- ウ 世帯の型
- エ 世帯全員の年間収入

(2) 家計を主に支える者又は世帯主に関する事項

- ア 年齢
- イ 従業上の地位

(3) 住宅に関する事項

- ア 所有関係
- イ 住宅の建て方
- ウ 住宅の種類

(4) 現住居の敷地に関する事項

- ア 所有関係に関する事項

総務庁統計局統計調査部
国勢統計課管理企画室

- イ 面積
 - ウ 所有形態に関する事項
 - エ 取得時期
 - オ 取得方法
- (5) 現住居の敷地以外の土地に関する事項
- ア 所有関係に関する事項
 - イ 所在地
 - ウ 面積
 - エ 所有形態に関する事項
 - オ 取得時期
 - カ 取得方法
 - キ 主たる使用者
 - ク 利用状況
 - ケ 建物の所有者

調査の方法

(1) 調査の機関

ア 都道府県知事は、総務庁長官の指揮監督を受けて、当該都道府県の区域内における土地基本調査世帯調査の実施に關し、市町村長に対する指揮監督、調査票の審査その他の事務を行う。

イ 市町村長は、都道府県知事の指揮監督を受けて、当該市町村の区域内における土地基本調査世帯調査の実施に關し、土地基本調査世帯調査指導員及び土地基本調査世帯調査員に対する指揮監督、調査票の審査その他の事務を行う。

(2) 指導員及び調査員

ア 土地基本調査世帯調査指導員(以下「指導員」という。)は平成5年住宅統計調査指導員

の中から、土地基本調査世帯調査員(以下「調査員」という。)は、平成5年住宅統計調査員の中からそれぞれ選考し、市町村長の推薦に基づき、都道府県知事が任命する。

イ 指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれに附帯する事務を行う。
ウ 調査員は、市町村長の指揮監督及び指導員の指導を受けて、担当調査単位区内にある調査世帯に係る調査票の配布、取集、検査、調査票への所要事項の記入、調査対象名簿の作成及び単位区設定図への建物番号等の記入並びにこれらに附帯する事務を行う。

(3) 申告の方法

申告は、世帯主(世帯の代表者を含む。)又は世帯員が記入する方法により行う。

ただし、調査票に記入する事項のうち、一部の調査事項については、世帯主若しくは世帯員の申告に基づき、調査員が記入する方法により行う。

集計及び結果の公表

集計は、総務庁統計センターにおいて、全国、都道府県、県庁所在都市、政令指定都市等の別に行い、その結果は、速やかに報告書の刊行若しくは結果原表の閲覧又は磁気媒体に記録したものを紙面等に表示し、閲覧に供する方法により公表する。

その他

この調査は、統計報告調整法に基づく統計報告の徵集として実施する。